

最近公布した条例のあらまし

公布日 令和3年8月10日

厚木市手数料条例等の一部を改正する条例	財政課 行政総務課
<p>1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除するほか、所要の措置を講ずるため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市手数料条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市情報公開条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市個人情報保護条例（第3条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和3年9月1日から施行することとした。</p>	

公布日 令和3年11月29日

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 一般職職員及び特定任期付職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿った改定をするため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係及び第2条関係）</p> <p>(2) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係及び第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p>	
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 常勤特別職職員の期末手当の支給割合を改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係及び第2条関係）</p> <p>(2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第3条関係及び第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p>	
厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 厚木市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の措置を講ずることとした。（第1条関係及び第2条関係）</p> <p>2 この条例は、一部規定を除き、公布の日から施行することとした。</p>	

<p>厚木市市税条例の一部を改正する条例</p>	<p>市民税課 資産税課</p>
<p>1 地方税法等の一部改正に伴い、環境性能に応じて軽自動車税を軽減する特例措置を2年間延長するほか、所要の措置を講ずることとした。（第10条関係、第15条関係、附則第9項関係、附則第11項関係、附則第12項関係、附則第24項関係、附則第25項関係、附則第26項関係、附則第28項関係、附則第29項関係及び附則第30項関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の第10条の規定は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 この条例による改正後の第15条第1項各号列記以外の部分の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>5 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>6 生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第41項に規定する中小事業者等が取得をした機械装置等（中小事業者等が、リース取引に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>7 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとした。</p>	
<p>厚木市心身障害者福祉手当支給条例及び厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>障がい福祉課 行政総務課</p>
<p>1 厚木市心身障害者福祉手当の支給要件等を改めるため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市心身障害者福祉手当支給条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市立児童館条例の一部を改正する条例</p>	<p>青少年課</p>
<p>1 厚木北児童館の移転に伴い、その位置を定めるため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</p> <p>2 この条例は、令和4年3月30日から施行することとした。</p>	

厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	交通安全課
<p>1 中町1丁目第1自転車等駐車場及び中町1丁目第2自転車等駐車場を廃止するため、所要の措置を講ずることとした。(第2条関係及び別表第1関係)</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	
厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例	都市計画課
<p>1 民法の一部改正に伴い、地域まちづくり計画の策定等に当たり同意を得る対象者の年齢を改めるため、所要の措置を講ずることとした。(第12条関係、第13条関係及び第17条関係)</p> <p>2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請等に対する審査手数料の算定方法の一部を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。(別表第2関係)</p> <p>2 この条例は、令和4年2月20日から施行することとした。</p>	